

蘭越町中心市街地活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、蘭越町中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会の事務を円滑に処理するため、蘭越町商工会内に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、蘭越町商工会及び蘭越町商工労働観光課が共同で処理する。

(目的)

第3条 協議会は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定による中心市街地活性化協議会を設置することにより、蘭越町の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、蘭越町が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及び民間事業者が作成する計画の実施に関し、必要な事項を協議し、中心市街地の活性化に係る事業を実施し、もって蘭越町中心市街地の活性化及び地域経済の発展に寄与する事を目的とする。

(公表の方法)

第4条 協議会の公表等は、蘭越町の広報紙、ホームページへの掲載により行う。

(活動)

第5条 協議会は、その目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 蘭越町が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- (2) 民間事業者が国の認定、支援を受けようとする事業計画についての協議
- (3) 市街地整備、都市福祉施設整備、まちなか居住促進、商業活性化、交通ネットワーク事業等の中心市街地活性化に係る事業の実施、及び事業推進のための広報・普及啓発事業の実施
- (4) 前3号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進について必要な事項の協議

(構成員)

第6条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 蘭越町商工会
- (2) 株式会社 まちづくりらんこし
- (3) 蘭越町
- (4) 法第15条第4項第1号及び第2号に規定する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

(入会)

第7条 会員として入会する者は、会長の承認を得なければならない。

(役員並びに職務)

第8条 協議会に会長1名、副会長1名、監事1名を置く。

- 2 会長は、蘭越町商工会長とする。
- 3 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長及び監事は、会長が指名する者とする。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 監事は協議会の会計を監査する。
- 7 役員 の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第9条 協議会は、必要に応じて意見を求めるためオブザーバーを置くことができる。

(会議)

第10条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議は、会員の過半数の出席で成立するものとし、議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(分科会等)

第11条 第5条に掲げる事項について専門的に協議及び検討を行う必要があるときは、分科会等を設置することができる。分科会の部会員等は会員の中から、会長が指名する。

- 2 協議会は、規約第3条に掲げる事項について、必要な協議又は調整を行うため、協議会に運営委員会をおく。
- 3 運営委員会の組織・運営については、別に定める。

(会計)

第12条 協議会の運営及び事業実施に必要な経費は、蘭越町及び蘭越町商工会負担金、その他の補助金等をもってこれに充てる。

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規約は、令和6年4月22日から施行する。
- 2 協議会設立時の役員 の任期は、令和8年3月31日までとする。
- 3 第10条第1項の規定にかかわらず、初めて開催される会議の招集等は、協議会の設立準備に係る者が行うものとする。